組合員又はその被扶養者が療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができるのは、当該組合員又はその被扶養者が同法第五十五条第一項に規定する電子資格確認によってその資格があることの確認を受けることができなかった場合に限る。

一　個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。次号において「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。同号において同じ。）とともに、組合（国家公務員共済組合法第三条第一項に規定する組合をいう。第四号において同じ。）から組合員に対して通知された資格情報通知書（国家公務員共済組合法施行規則第九十四条の三第一項に規定する資格情報通知書をいう。）を提示する方法

二　個人番号カードとともに、情報提供等記録開示システム（番号利用法附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。次号において同じ。）を通じて取得した当該組合員又はその被扶養者の資格に係る情報が記録されたものを提示する方法

三　移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいい、当該移動端末設備に組み込まれた電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三十五条の二第一項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該組合員又はその被扶養者の資格に係る情報を提示する方法

四　個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下この号において同じ。）の発行を受けた者が、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間が満了した日から当該日の属する月の末日から三月を経過するまでの間において、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号（同法第五条第五項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。）に対応する利用者証明利用者符号（同項に規定する利用者証明利用者符号をいう。）を用いた本人確認を受けた上で、組合に対し、組合員又はその被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、組合から回答を受けて当該情報を療養の給付を受けようとする保険医療機関等（国家公務員共済組合法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局をいう。）又は同法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護を受けようとする同項に規定する指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から組合員又はその被扶養者であることの確認を受ける方法

備考　表中の［　］の記載は注記である。

組合員又はその被扶養者が療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができるのは、当該組合員又はその被扶養者が同法第五十五条第一項に規定する電子資格確認によってその資格があることの確認を受けることができなかった場合に限る。

一　個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。次号において「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。同号において同じ。）とともに、組合（国家公務員共済組合法第三条第一項に規定する組合をいう。第三号において同じ。）から組合員に対して通知された資格情報通知書（国家公務員共済組合法施行規則第九十四条の三第一項に規定する資格情報通知書をいう。）を提示する方法

二　個人番号カードとともに、番号利用法附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該組合員又はその被扶養者の資格に係る情報が記録されたものを提示する方法

［号を加える。］

三　利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下この号において同じ。）の発行を受けた者が、当該利用者証明用電子証明書の有効期間が満了した日から当該日の属する月の末日から三月を経過するまでの間において、当該利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号（同法第二条第五項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。）に対応する利用者証明利用者符号（同項に規定する利用者証明利用者符号をいう。）を用いた本人確認を受けた上で、組合に対し、組合員又はその被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、組合から回答を受けて当該情報を療養の給付を受けようとする保険医療機関等（国家公務員共済組合法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局をいう。）又は同法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護を受けようとする同項に規定する指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から組合員又はその被扶養者であることの確認を受ける方法

○文部科学省告示第百二十三号

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）第四条の二第二項第四号の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則第四条の二第二項第四号に規定する文部科学大臣が定める方法（令和六年文部科学省告示第百六十一号）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から適用する。

令和七年九月三十日

文部科学大臣　阿部　俊子